

第47回鎌倉市景観審議会議事録

日 時：令和3年（2021年）5月7日（金） 午後6時から午後8時まで

場 所：鎌倉市役所本庁舎2階 201会議室

出席委員：（会議室）志村会長、中西委員、宇治委員、奈須委員
（オンライン）赤松委員、田邊委員、竹内委員、水沼委員

欠席委員：中杉委員、尾渡委員

事務局：吉田都市景観部長、杉浦次長、奥山課長、國兼担当係長、前田指導監、齋藤主事、平井主事、宮崎職員、藤本職員（委員委嘱の際、市長出席）

傍聴者：なし

オブザーバー：なし

配布資料：資料1一式 景観アドバイザーの委嘱について

資料2一式 鎌倉市屋外広告物条例制定に向けた検討について

1 委員委嘱式

新委員となって初めての審議会であったため、委嘱式を行った。

2 会長の選任について

鎌倉市都市景観条例施行規則第3条に基づき、委員の互選によって志村委員が会長に選出された。また、条例施行規則第3条第3項に基づき、会長の指名によって田邊委員が会長職務代理者に選出された。

3 議題

（1）審議事項 景観アドバイザーの委嘱について

〔事務局から資料に基づき、景観アドバイザーの委嘱について説明〕

〔委員〕景観アドバイザーの具体的な業務内容について説明してほしい。

北村先生の専門として、景観アドバイザーの役割はどのようになるのか。

〔事務局〕内藤先生については、公共事業のデザイン調整や民間事業者との景観配慮協議において、建築・土木、ランドスケープ等の幅広い観点から、設計士や事業者にアドバイスをする役割を担っていただいている。

田邊先生については、景観配慮協議や公共事業における色彩調整や冊子のデザイン面でアドバイスをいただいている。

北村先生については、前期まで景観に関する法的な専門家として審議会に加わっていただいていた。今回、改めて屋外広告物条例の制定において、法律の専門的な観点からアドバイスをいただきたい。また、景観配慮協議の中で、法律的な判断をしなければならない物件もあり、北村先生から法的な観点のアドバイスをいただきたい。

〔委員〕景観アドバイザーと聞くと、現場でアドバイスを行う者と受け取りがちだが、条例制定の法的な観点からアドバイスをすることも含まれると理解した。

〔会長〕資料1の事例の職歴は公開情報か。

〔事務局〕資料1の職歴等は、各先生方に確認した上で、公開情報として取り扱いたい。

〔会長〕●●委員の指摘は非常に大事である。職歴、学歴だけでなく、都市景観課にとつ

てどのような役割を担っているのかを説明した方が、市民の理解を得られ、関心を持つきっかけになると考えられる。また、審議会としては内藤先生にお会いしたことがない。今後、設計的な観点と理論的な観点での意見交換会等が行えると良い。

〔事務局〕都市景観課の業務には、様々な観点から専門家が関わっているので、そのような機会を作っていきたい。

〔会長〕以上、議題（１）の審議事項について了承ということではよろしいか。

〔一同〕異議なし。

〔会長〕それでは議題（１）の審議事項は了承とする。

（２）報告事項 鎌倉市屋外広告物条例制定に向けた検討について

〔事務局から資料に基づき、鎌倉市屋外広告物条例制定に向けた検討についての前半部分を説明〕

〔委員〕自己用外広告物を掲出するデジタルサイネージについて、高い位置や大規模なものを強く規制しなければ、取り返しがつかなくなると実感している。

実際に設置されたものに対して、技術的に制限をかけることは難しく、広告物が切り替わる間隔も早いために、逐一追跡することはできない。鎌倉市では、高い位置や大規模な自己用外広告物を掲出するデジタルサイネージが設置されないように検討してほしい。

また、音声は、屋外広告物の範疇ではないが、音声の有無は非常に大きな影響があるため、屋外広告物条例で対応できない部分は、他の法制度を組み合わせることにより、規制を考えていくべきである。

〔事務局〕非常に重要な意見を提案していただいた。

まず、自己用外広告物については、デジタルサイネージに関わらず助言をいただきたい。現状、若宮大路では自己用外広告物が非常に少ない。しかし、ルール上は掲出できるため、今後の観光需要を考えると対策が必要である。自己用外広告物は、原則、排除し、付近の店舗を案内する「特定案内広告物」のみを掲出する規制を全市的に行うのか、特定の区域に限るのかを議論していただきたい。

次に、デジタルサイネージについて、どのように規制するべきかを議論していただきたい。

音声付きの広告物については、法制度上、規制が難しいため、どのように規制すべきか助言をいただきたい。

〔委員〕市民の立場では、内容が難しく理解できない。市民を含め、どれぐらいの人が意見を述べたのか。今回、県条例から市条例になり、鎌倉本来の良さを残す良い機会である。規制内容が県の内容と比較して、厳しいのか、緩いのか聞きたい。店舗を経営しているが、屋外広告物の規定を聞いたことがなかった。どのような規定なのか。

〔会長〕市民感覚として非常に重要な質問である。

〔事務局〕市民意見募集は、1月18日から2月17日までホームページや広報等で資料を公表し、行った。意見は、市民、屋外広告物を専門にした専門業者等から5件あった。また、事業者向けの説明会を2回開催している。

県条例から市条例に移行する際の規制の強化と緩和については、規制強化の側面が強いと考えられる。ただし、地域のまちづくりに生かすために、県条例では規制をしてきた広告物について一部緩和を検討している。また、広告物の落下事故

等の防止として安全点検の確保の強化や、小町通り等の路上障害物について過料や氏名公表を含めた規制の強化を行っていききたい。

市が設置する広告付き公共サインについては、市の財源確保に資するものについては、県条例よりも緩和していききたい。

最後に、屋外広告物の規制状況として、屋外広告物条例上、自己用の場合は10㎡を超えるものが規制対象になっており、許可申請が必要になる。自己用外は面積に関わらず規制対象である。

〔委員長〕 理解した。10㎡以内でも規制すべきである。

〔事務局〕 10㎡未満の広告物でも協力する事業者もいるため、法規制と自主基準での誘導を組み合わせた規制を検討していききたい。

〔会長〕 法規制と自主基準について説明してほしい。

〔事務局〕 鎌倉市景観計画に遵守義務として定めている屋外広告の色彩基準は、彩度のマンセル値が6以下の厳しい誘導基準である。これを屋外広告物条例の許可基準にするには、彩度の基準を緩めざるを得ないため、鎌倉の特性である協議型のまちづくりを生かして、景観計画、ガイドライン、自主基準を使い分けて、運用したい。

〔会長〕 銀行やコンビニのサインの色が反転していたり、自動販売機の色が景観配慮色になっていたりといった色彩の誘導は、市民に伝わりにくいところがある。一方、まち歩きなどをすると、子供たちは結構気付いたりする。●●委員のご意見のとおり、行政が苦勞していることを例示して伝えると、市民の理解につながるのではないか。自主基準や誘導基準では、強硬な事業者に押し切られてしまうこともある。ある程度、許可基準も必要であるといった全体像を示して、問題点を押さえしていく方が良いのではないか。

〔委員長〕 ●●委員に同感する。県から移譲されることによる変化を事例的に提示する必要がある。「これまで自主基準でできたことが、今後はどうなるか分からないので、これまでやってきたことが担保されるようになる」ということが一体何なのかを分かりやすく示して、説明した方が理解も進むのではないか。もう一つは、大きな方針として、協議にのってくれる事業者には、協議で誘導しやすくなる仕組みであり、強硬な事業者に対しては抑えになる仕組みであるという、難しいさじ加減で切り分けている部分の説明が分かりにくいように感じる。資料2-4の真ん中にある「緩和」「緩和+強化」「強化」「緩和」というのは、県条例と比べて、そうになっているという理解でよろしいか。その場合、緩和と強化が組み合わさっているように見えるが、基準としては、現在のものを徹底して作っていただければと思う。罰則は重要である。しっかり作っておかないと、やったもの勝ちになる。一方、中途半端な罰金性は、「お金を払えば良い」といった料金制につながる。条例に罰則を組み込むのが厳しいことは承知しているが、可能であれば、大胆な罰則を入れる前提があっても良いと思う。

〔委員長〕 エリアマネジメント広告については賛成である。単なるスポンサーであっても屋外広告物条例に該当するのか。以前、小町通りで食べ歩きの規制についてバナーフラッグで周知を図ろうとした際、お金がないためスポンサーをつけようとしたが都市景観課で指導されたと聞いている。また、商店会等は、ガイドラインに沿って自主審査基準を作成しなければならないのか。

〔事務局〕 バナーフラッグに広告物を掲出する場合は、現在の基準では禁止されている。今回は、まちづくりの財源に資するものとしてエリアマネジメント広告を認める仕

組みを作りたい。自主審査基準については、当課と景観の専門家が作成に加わり、地区や地域独自のルールを定めていきたいと考えている。

〔委員〕自主審査基準の作成を商店会だけで行うのは厳しいので、協働での作成をお願いしたい。

〔事務局〕承知した。

〔事務局から資料に基づき、鎌倉市屋外広告物条例制定に向けた検討についての後半部分を説明〕

〔委員〕地区の区切りについて具体的な説明をしてほしい。

〔事務局〕屋外広告物の許可地域は、県条例を引継ぎ、都市計画法の用途地域に連動した5地域の許可地域で運用していく。禁止地域等については、重要文化財指周辺、道路、海岸線については、実態に合わせて変更したい。

県条例上では、重要文化財の周辺の地域から100メートル以内の地域が禁止地域であるが、鎌倉市の場合は商業地域で重要文化財になる建物が出てくる可能性があるため、緩和の姿勢を取りたい。また、ラッピングバスは、現行法では歴史的風土特別保存地区で表示が禁止されており、非常に厳しい規制であるため、協議をしながら取り扱っているものもある。市条例では、トンネル部分を禁止地域から除きたいと考えている。

道路及び線路の敷地等については、原則、禁止であるが、エリアマネジメント広告を行う上では、緩和を考えている。

海岸線からの禁止区域について、県条例上は海岸線から100メートル以内は禁止になっているが、実態にそぐわない部分に関しては緩和規定を設けたいと考えている。

次に、特定区域について、鎌倉駅周辺と若宮大路周辺は、現在、地元の協力で屋上広告物が掲出されていないため、特定区域の指定により、法的な担保を考えている。

〔委員〕緩和の姿勢は良いが、他の広告物が入らないように数は絞るべきである。

〔委員〕特定区域の指定はこの制定に合わせるのか。

〔事務局〕条例制定に合わせた区域設定を考えている。

〔委員〕1点目は、特定区域について、景観計画やガイドラインとの連携を全面に打ち出してほしい。

2点目は、文化的に重要な建造物だけでなく、その背景である周辺地域の緑地など重要視している場所はあるのか。その場合は緩和する場所を示すよりも、景観を守りたい、つくっていききたい場所を示すべきではないか。

〔事務局〕1点目について、現在、鎌倉市は設置基準については県条例を運用し、形態・意匠については景観計画で配慮事項を定めている。今回、景観計画の配慮基準に屋外広告物に基づく法的根拠を持たせて運用したいと考えている。特定区域については、景観地区のエリアを対象にしていきたいと考えている。

2点目について、鎌倉市では、景観計画において、眺望点を33カ所設定している。古都保存法等で守られている背景の緑地に対して配慮しているが、ポイントでの規制はしていないのが現状であるため、今後必要であれば研究していく。

〔委員〕お願いしたい。

〔委員〕重要な場所における広告物は、設置されてからでは規制しづらいため、土地を貸す前に鎌倉の景観を守るための規定やその景観の中で商売等を営む価値を伝えて

おき、認識してもらってから借りてもらうようにすべきである。

屋外広告物条例骨子（案）の意見募集結果で、市民意見が5件のみであったように、鎌倉の景観づくりが市民に認知されていないと思われる。とりあえずパブリックコメントを行うのではなく、市民が参画したくなるような企画をするべきである。

〔事務局〕 地域の方が景観を見守ることが重要であるため、地元の商業者と協働で作成した「若宮大路・小町通りの景観形成ガイドライン」のような新しい取組を踏まえて、地域の方とさらに話し合いを進めていきたい。

また、市民の関わりの不足は行政にとって常に課題であり、やり方を工夫していきたいと考えている。

〔委員〕 鎌倉市が景観計画を策定する際、景観の実態と都市計画上の用途地域が必ずしも整合していないため、土地利用類型を設定したことを踏まえると、現状の5つの許可地域の区分はいささか大雑把なのではないか。

自然系や住居系は、県条例を踏襲するか、さらに強い規制を加えても良いと思われる。また、商業系や沿道系は、デジタルサイネージや自己用外広告物を含め、規制を強化するエリアと緩和しても良いエリアに分けられる。

許可地域の体系を、もう少し鎌倉市の景観計画と擦り合わせて、細かく区分していく方向を検討できないか。

〔事務局〕 許可地域の設定については、条例制定の際に、景観計画の類型を考慮して検討した経過がある。ただ、現状の広告物の掲出内容を踏まえると、既存不適格の物件が多く出てくる状況になるため、どこまでできるか難しいが、特定区域の設定を踏まえて引続き検討していく。

〔委員〕 そのようであれば、特定区域を多めに設定することや特定区域の中でも複数のタイプを考えて割り振りをしていかなければ、現状維持も難しくなるのではないか。工夫してほしい。

〔会長〕 事務局より要望のあった自己用外広告物とデジタルサイネージについて、全市での統一を図るのか、場所によって変化を与えるのかを考慮して意見していただきたい。まず、自己用外広告物についてであるが、田邊先生が述べていた千代田区の規制は区全体での話なのか。

〔委員〕 千代田区の例はデジタルサイネージであり、自己用外広告物については、都の基準で運用している。

〔会長〕 これまでも県条例においては、自己用外広告物の規制はないのか。

〔事務局〕 現状では、鎌倉市景観計画で掲出を控えるように言っているだけで、県条例では掲出位置や表示内容に関する規制はない。

〔会長〕 我々は、自分たちが掲出する立場にないので、そこに掲出することで、どのくらい効果があるのかといった情報がなく、判断が付きにくいところはある。皆さんの経験で気になることはあるか。地方では、バイパスの国道沿いなどに掲出され、とにかく運転手から見えれば良いといった広告が見受けられる。電飾で明るいものもあり、自己用外広告物に関しては、景観というよりも、眩しい・うるさいといった部分の問題であるような気がする。

〔事務局〕 鎌倉市においては、暗黙のルールで守ってもらっているため、自己用外広告物はあまり掲出されない。窓口相談で指導を行っている場合もあるが、法令上はできるようにしているため、その予防策が必要であると考えている。

- [会長] 指導や誘導は現状で良いのではないかと。実情を把握するために、相談対応の実績を明示するのはどうか。
- [委員] 自己用外広告物について、自然系・住居系では基本的に禁止。それ以外の地域は大幅な総量規制をして、景観への影響を抑え込むのが良いと考える。
- [会長] このように具体的な意見をいただきたい。デジタルサイネージについてはどうか。
- [委員] 自己用外広告物及びデジタルサイネージの両方の規制を行ってほしい。法律で規制するのは嫌いだ、一か所がやり始めると他もやり始める可能性がある、先に規定を設ける必要がある。皆が鎌倉を大事にしていこうという気持ちの上でルールを作るべきである。
- [会長] これまでの指導状況を踏襲して良いが、時代と共に需要や要求は変わるため、その実態を調べる、あるいは、他の自治体の事例と比較しても良いのではないかと。実証実験のイメージを説明してほしい。
- [事務局] 実証実験については3点ある。
- 1点目は、エリアマネジメント広告について。地元の商店街と協力し、街路灯のバナーフラッグを設置して、どの程度効果があるのかを研究する。
- 2点目は、バス停の上屋広告について。他市で行っている事例があるので、鎌倉市ではどの程度できるか、検証する。
- 3点目は、大河ドラマの広告について。来年の早春から大河ドラマ「鎌倉殿の13人」を予定しており、その関連広告が出てくると考えられるため、どこまでを認めるか検証していきたい。
- [会長] 市民等に意見をもらう機会を設けるのか。
- [事務局] 設けていく。色や大きさ等の景観の規制に加えて、広告料収入等の財源確保の観点についても検証する。
- [会長] 広告料収益が景観を良くするために使われているという循環性を市民に分かりやすく見せながら検証していくことが非常に大切である。アイデアに関しては、この1回で言い切りにくい、地域の方に意見を頂いて進めながら、7月を待たずに審議会で見解を求める機会があっても良いと思う。
- [委員] 広告を掲出する際、市内でお金が循環するため、市内の業者に頼んで、市内の広告を出すように配慮してほしい。
- [委員] この手のことは事前に予測しきれない部分が多いため、判例主義的にやっていくのが良い。そのためには、条例や規則、ガイドラインは見直すことを前提に策定し、最初は厳しめに設定するのが良い。
- [会長] ●●委員の意見に追加して、ガイドライン等は、市民に対して柔軟で分かりやすい表現になっていることが重要である。
- パブリックコメント等に使用するのであれば、初めて知った人にも理解してもらえるように、今までの屋外広告物に関する市・県としての取組や、新しい条例における規制や緩和の変化を示すと良い。
- 以上、議題（2）の報告事項について了承ということによろしいか。
- [一同] 了承。
- [会長] それでは議題（2）の報告事項は了承とする。

4 その他

- [事務局] ●●委員に、一時、パソコントラブルがあったが、出席の扱いで良いか。

- 〔会 長〕 了承。
- 〔事 務 局〕 本日の議事要旨については、事務局で案を作成し、出席委員の皆様にご後日内容確認をお願いしたい。
- 〔一 同〕 了承。
- 〔会 長〕 了承とする。以上、本日の議題は全て終了した。
今回は、新しい委員もいたため、審議会の前に鎌倉の景観行政について研究会を行った。鎌倉の景観は期待がある分、複雑であり、この審議会は画期的ではあるが、未だに課題が多数存在する。景観審議会の前々会長は、正規の審議会以外にも自主研究会を開催し、意見を言い合う機会を作っていた。そのような機会を事務局とも検討しているため、今後設けられると良い。
- 〔事 務 局〕 今回の屋外広告物条例は専門的な内容であるため、もう少し実態の部分等を踏まえた研究会を開きたい。
- 〔事 務 局〕 前回の会議の議事内容について、情報公開の対象としても良いか。
- 〔会 長〕 前回から引継ぎの委員は了承でよろしいか。
- 〔一 同〕 了承。
- 〔委 員〕 気づいた点等について、議事録に係るメールで個別にやり取りを行うことはないか。顔を合わせて話すことが大事だと思っている。また、堅苦しくない研究会を開催してほしい。
- 〔事 務 局〕 議事録の確認については、案を各委員に送らせていただき、メールのやり取りで確定する。その修正、意見を踏まえたものは再度共有する。
次に、意見等があった場合は、今回の会議とは別として、委員の皆様にご共有しながら進めたい。自主的な研究会については、機会を設けたい。
- 〔会 長〕 これにて審議회를終了とする。